

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3266号)

令和7年10月27日

横 情 審 答 申 第 3266 号
令 和 7 年 10 月 27 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村 雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年4月24日教教人第19号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「処分案、指導の状況に関する報告書、てん末書、聴取記録、人事的措置施行文、分限懲戒審査委員会議事録（6月開催）」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表1記載の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年12月11日付で行った別表1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号及び第7号へに該当するため別表2に掲げるとおり一部を不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 法第78条第1項第2号の該当性について

ア 不開示部分のうち、不開示部分1、不開示部分2、不開示部分4、不開示部分6から不開示部分8まで、不開示部分10、不開示部分12から不開示部分17まで、不開示部分19、不開示部分20、不開示部分22及び不開示部分23は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たり、又は個人の内心に関する情報等を明らかにすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、不開示とした。

イ 不開示部分のうち、不開示部分25から不開示部分27までは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たり、又は個人の内心に関する情報等を明らかにすることで個人の権利利益を害するおそれがある。さらに、「人事的措置」は、一般的監督権に基づき職員の義務違反行為を指摘し、将来かかることのないよう戒める事実行為であるところ、法律に基づく懲戒処分に至らない人事的措置の内容まで公表してしまうと、一定程度の処分を科すことを超える影響が将来にわたって本人に及ぶ可能性があるため、本号に

該当し、不開示とした。

(2) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 不開示部分のうち、不開示部分2から不開示部分9まで及び不開示部分25から不開示部分30までは、特定の教職員に関する処分の検討に付随する情報であって、これらを明らかにすることで、処分を免れる又は処分内容を軽減せしめるための対策を講じられる等の不適切な行為が行われ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号へに該当し、不開示とした。

イ 不開示部分のうち、不開示部分11は、校長から当該教諭への指導内容であって、校長から教諭への指導は、事案の背景や指導される教員の状況など、様々な要素を総合的に考慮した上で行うため、指導内容を公表することとなると、個別の状況に応じた指導を行いにくくなり、類似案件が生じた際に慣例化された指導が行われるおそれがあるなど、上司からの適正な指導に支障を及ぼし、公正かつ円滑な人事の確保が難しくなるため、本号へに該当し、不開示とした。

ウ 不開示部分のうち、不開示部分17、不開示部分18、不開示部分20、不開示部分21、不開示部分23及び不開示部分24は、懲戒処分又は人事的措置の要否を検討するために、関係者から事実関係や内心を含め聴き取った情報であり、正確な情報を収集する必要があるところ、公表を前提としているこれらの情報を開示すると、情報提供に消極的になるなど、的確な事実把握ができなくなるおそれがあるほか、校長と当該教諭、学校と事案関係者間における信頼関係を損なうおそれがあり、学校の今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号へに該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めるとともに、開示された文書以外の文書の開示を求める。
- (2) 教職員の処分が決定した経緯を含む全ての行政文書を請求したが、一部開示された文書は処分が下された教職員に関する書類のみであり、他の教職員に関する文書は一切なかった。
- (3) 実施機関による調査が行われ、その調査の結果、処分が下されない教職員、下

される教職員が決定した経緯があるはずであり、それらの経緯等が記載された文書が存在するはずである。

- (4) 開示された文書について黒塗りされた部分を全て開示することが、特定個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要不可欠である。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市立特別支援学校の教職員の懲戒処分等に係る事務について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項では、職員が法令等の規定に違反するなどの非違行為があった場合には、これに対する懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をするとできると規定している。そして、同条第4項では、職員の懲戒の手続及び効果については、法律に特別の定めがある場合を除き、条例で定めなければならないと規定している。この規定を受け、横浜市では、横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第63号）を定め、同条例第5条の規定により、懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和26年12月横浜市人事委員会規則第11号）を定めている。

また、横浜市では、地方公務員法に基づく懲戒処分に至らないものの、職員の職務の適正化や再発防止のため、監督権を持つ者が一般的監督権に基づき職員の義務違反行為を指摘し、将来を戒める文書訓戒、厳重注意といった人事的措置を行う。

横浜市立特別支援学校の教職員が非違行為又は義務違反行為を行った場合は、教育委員会事務局教職員人事課が当該教職員に事情聴取を行い、てん末書の提出を受け、処分案を作成する。これらの資料に基づき、横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会（以下「分限懲戒審査委員会」という。）が当該非違行為又は義務違反行為について審査を行い、その結果を教育長に報告する。懲戒処分については、教育長が審査結果を踏まえて実施機関に処分案を諮り、審議を経て、懲戒処分の内容を決定する。また、人事的措置については、分限懲戒審査委員会での審査結果に基づき、処分内容を決定する。

- (2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、横浜市立特定支援学校の教諭及び校長（以下「本件被処分者」という。）による審査請求人に対する言動等に関し、実施機関が人事的措置を行った事案（以下「本件事案」という。）に係る処分が決定した経緯及び処分等を含む文書であり、別表1に掲げる保有個人情報1から保有個人情

報12までの各文書である。

- イ 保有個人情報1は、本件事案に係る本件被処分者の処分内容の案を記載したものである。
- ウ 保有個人情報2は、横浜市立特定支援学校の指導の状況を校長から教育長に報告した報告書である。
- エ 保有個人情報3から保有個人情報5までは、本件事案の対象となった行為（以下「当該行為」という。）について、本件被処分者がてん末を記したものである。
- オ 保有個人情報6から保有個人情報8までは、当該行為について、本件被処分者から聴取した記録である。
- カ 保有個人情報9から保有個人情報11までは、本件事案について、本件被処分者に対する人事的措置を記載した文書である。
- キ 保有個人情報12は、本件事案に係る分限懲戒審査委員会の議事を記録した文書である。
- ク 実施機関は、これらのうち別表2に掲げる不開示部分1、不開示部分2、不開示部分4、不開示部分6から不開示部分8まで、不開示部分10、不開示部分12から不開示部分17まで、不開示部分19、不開示部分20、不開示部分22、不開示部分23及び不開示部分25から不開示部分27までを法第78条第1項第2号に、不開示部分2から不開示部分9まで、不開示部分11、不開示部分17、不開示部分18、不開示部分20、不開示部分21及び不開示部分23から不開示部分30までを同項第7号へに該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。

(3) 法第78条第1項第2号の該当性について

- ア 法第78条第1項第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当

該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分1、不開示部分10、不開示部分16、不開示部分19及び不開示部分22には本件被処分者の年齢が、不開示部分2には本件被処分者に対する処分案が、不開示部分4には当該行為の動機、態様、結果等が、不開示部分6には児童・生徒、保護者、地域、社会及び教職員に与える影響等が、不開示部分7には過去における不適切行為若しくは違法行為又は処分等の有無が、不開示部分8には処分量定に当たっての考慮事項が、不開示部分12から不開示部分15までは本件被処分者の内心に関する情報が、不開示部分17、不開示部分20及び不開示部分23には本件被処分者からの聴取内容が、不開示部分25から不開示部分27までは本件被処分者に係る処分量定が記載されている。

本件においては、開示請求者以外の個人の氏名が開示されているため、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいづれにも該当しない。

なお、不開示部分2、不開示部分4、不開示部分6から不開示部分8まで、不開示部分17、不開示部分20、不開示部分23及び不開示部分25から不開示部分27までについて、実施機関は法第78条第1項第7号へにも該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号へについて判断するまでもなく、不開示は妥当である。

(4) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法第78条第1項第7号では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分3及び不開示部分28には事件の概要が、不開示部分5には懲戒処分の該当性についての故意又は過失の度合いが、不開示部分9には本件事案の取扱いが、不開示部分29には分限懲戒審査委員会での所管課への質問事項が、不開示部分30には所管課の質問への回答が記載されている。

このうち別表3に掲げる部分については、所管課の質問に対して肯定した回

答にすぎず、公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号へに該当せず開示すべきである。

その余の部分については、特定の教職員に関する処分の検討に付随する情報の記載であり、開示することにより処分の傾向が予測され不適切な行為が行われるなど、公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあると認められるため、本号へに該当する。

ウ 不開示部分11には、校長が当該教諭を行った指導の内容が記載されている。

このうち別表3に掲げる部分については、一般的な指導の内容であり、開示することにより、適切な指導が困難になる等のおそれがあるとは認められないため、本号へに該当せず開示すべきである。

その余の部分については、校長が事案の背景や指導される教員の状況に鑑みた上で、当該教諭を行った指導の内容が記載されており、開示することにより、個別の状況に応じた指導が行いにくくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号へに該当する。

エ 不開示部分18、不開示部分21及び不開示部分24には事務局の発言等の本件被処分者からの聴取内容以外の聴取に係る事項が記載されている。

このうち別表3に掲げる部分については、事情聴取の発言者の氏名、本件事案の内容以外の進行に係る情報及びてん末書の提出期限の記載であり、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められないため、本号へに該当せず開示すべきである。

その余の部分については、本件事案に関し、懲戒処分又は人事的措置の要否を検討するため、公表を前提とせずにされた記載であり、開示することにより、事務局が発言等に慎重な姿勢を示し、的確な事実把握ができなくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号へに該当する。

(5) なお、審査請求人は他の保有個人情報も追加で特定するよう主張しているが、本件審査請求後に改めて保有個人情報を特定し、追加で決定がなされており、そのほかに本件対象保有個人情報の存在を推認させる事情は認められない。

(6) 審査請求人のその他の主張は、審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別

表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 斎藤宙也

別表1 対象保有個人情報

保有個人情報	保有個人情報名称
保有個人情報1	処分案
保有個人情報2	指導の状況に関する報告書
保有個人情報3	特定個人1に係るてん末書
保有個人情報4	特定個人2に係るてん末書
保有個人情報5	特定個人3に係るてん末書
保有個人情報6	特定個人1に係る聴取記録
保有個人情報7	特定個人2に係る聴取記録
保有個人情報8	特定個人3に係る聴取記録
保有個人情報9	特定個人1に係る人事的措置施行文
保有個人情報10	特定個人2に係る人事的措置施行文
保有個人情報11	特定個人3に係る人事的措置施行文
保有個人情報12	分限懲戒審査委員会議事録（6月開催）

別表2 対象保有個人情報のうち実施機関が不開示とした部分

保有個人情報	不開示部分		不開示根拠規定 (法第78条第1項 該当号)
保有個人情報1	不開示部分1	被処分者の年齢	第2号
	不開示部分2	被処分者の処分案	第2号及び第7号 へ
	不開示部分3	事件の概要	第7号へ
	不開示部分4	当該行為の動機、態様、結果等	第2号及び第7号 へ

	不開示部分5	故意又は過失の度合い	第7号へ
	不開示部分6	児童・生徒、保護者、地域、社会及び教職員に与える影響等	第2号及び第7号へ
	不開示部分7	過去における不適切行為若しくは違法行為又は処分等の有無	第2号及び第7号へ
	不開示部分8	処分量定にあたっての考慮事項	第2号及び第7号へ
	不開示部分9	本件の取扱い	第7号へ
保有個人情報2	不開示部分10	被処分者の年齢	第2号
	不開示部分11	当該教諭への指導	第7号へ
	不開示部分12	被処分者の内心に関する情報	第2号
保有個人情報3	不開示部分13	被処分者の内心に関する情報	第2号
保有個人情報4	不開示部分14	被処分者の内心に関する情報	第2号
保有個人情報5	不開示部分15	被処分者の内心に関する情報	第2号
保有個人情報6	不開示部分16	被処分者の年齢	第2号
	不開示部分17	被処分者からの聴取内容	第2号及び第7号へ
	不開示部分18	その他聴取記録の内容	第7号へ
保有個人情報7	不開示部分19	被処分者の年齢	第2号
	不開示部分20	被処分者からの聴取内容	第2号及び第7号へ
	不開示部分21	その他聴取記録の内容	第7号へ
保有個人情報8	不開示部分22	被処分者の年齢	第2号

	不開示部分23	被処分者からの聴取内容	第2号及び第7号へ
	不開示部分24	その他聴取記録の内容	第7号へ
保有個人情報9	不開示部分25	被処分者の処分量定	第2号及び第7号へ
保有個人情報10	不開示部分26	被処分者の処分量定	第2号及び第7号へ
保有個人情報11	不開示部分27	被処分者の処分量定	第2号及び第7号へ
	不開示部分28	事件の概要	第7号へ
保有個人情報12	不開示部分29	所管課への質問	第7号へ
	不開示部分30	所管課の回答	第7号へ

別表3 実施機関が不開示とした部分のうち開示すべき部分

不開示部分	開示すべき部分
不開示部分11	2頁目 19行目の全て、25行目の15文字目から行末まで及び26行目の全て
不開示部分18	1頁目 18行目及び19行目の全て並びに20行目及び22行目の1文字目から6文字目まで
	2頁目 15行目の全て及び16行目の1文字目から22文字目まで
	7頁目 17行目の1文字目から4文字目まで及び18行目の1文字目から6文字目まで
	15頁目 3行目の1文字目から6文字目まで、4行目の1文字目から6文字目まで及び19行目の全て
不開示部分21	1頁目 14行目、15行目、18行目から21行目まで、23行目及び24行目の全て
	3頁目 3行目の全て
	21頁目 3行目の全て
	22頁目 14行目及び29行目の全て

不開示部分24	24項目 10行目の全て
不開示部分30	2行目の全て

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 4 月 24 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 7 月 28 日 (第459回第二部会)	・審議
令 和 7 年 8 月 29 日 (第460回第二部会)	・審議
令 和 7 年 9 月 29 日 (第461回第二部会)	・審議